

農地中間管理事業を活用した農地貸付を行う地権者の方へ

農地中間管理事業とは

農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している地権者と農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手(担い手農家等)が【農地中間管理機構】公益財団法人長野県農業開発公社を介し農地貸借を行う制度です。

※上田市は(公財)長野県農業開発公社から貸借の窓口業務等を受託しています。

農地中間管理事業のメリット

- ・貸借契約の手続きを行政がサポートします。
⇒上田市が手続書類を御用意し、契約者双方に御郵送します。
- ・賃貸借の際は(公財)長野県農業開発公社が賃借料(小作料)の口座振替を行います。
⇒耕作者から賃借料が支払われないといったトラブルが回避できます。

農地中間管理事業の注意点

- ・貸借期間は原則 5 年以上又は 10 年以上です。
- ・地権者側の都合による貸借の一方的な解約はできません。
- ・賃借料の受取口座は一人一口座のみです。
- ・農地が未相続や共有名義の際は代表者を定めていただく必要があります。
- ・物納は水稻農家への貸付の際のみ米物納が可能です、(公財)長野県農業開発公社による納品保障はありません。
- ・農地以外の貸借は本事業の対象にはなりません。
- ・賃借料は契約者同士の合意によって決まりますが、周辺農地の賃借料とかけ離れた高額な賃借料は認められない可能性があります。
- ・耕作者が小規模農家の場合、本事業を御利用できない可能性があります。
- ・所有権仮登記や差押えされている農地は貸付できません。

その他

- ・独自の条件で貸借を行いたい場合は、契約者双方で契約書を作成のうえ、農業委員会へ相対契約の届出を行ってください。
- ・正式な手続を行っていない貸借は農地法違反となります。
- ・貸借を行っていない農地は地権者に管理責任があります。